

保護者等様

医療機関で学校感染症と診断されましたら、この報告書に保護者等様が記入し、治癒後、学校に提出してください。医療機関の証明は必要ありません。

\*学校感染症については、2ページ目をご確認ください。

## 感 染 症 報 告 書

三重県立相可高等学校長 宛

年 組 名前

病名

出席停止を要した期間

月 日から 月 日まで 日間

上記疾患に罹患したことを報告します。

令和 年 月 日

保護者等名

受診した医療機関名

## 【学校感染症と出席停止期間】

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重傷急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ)・・・治癒するまで
- 第二種 インフルエンザ・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ、解熱したあと2日を経過するまで  
百日咳・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  
麻疹(はしか)・・・・・・・・解熱した後3日間を経過するまで  
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)・・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  
風疹・・・・・・・・発疹が消失するまで  
水痘(水ぼうそう)・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで  
咽頭結膜熱・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで  
結核・・・・・・・・感染のおそれがないと認めるまで  
髄膜炎菌性髄膜炎・・・・・・・・感染のおそれがないと認めるまで  
新型コロナウイルス感染症・・・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染症胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病などで出席停止の指示のある場合)など・・・感染のおそれがないと認めるまで